

12月1日から運転経歴証明書の 手続きが変わります

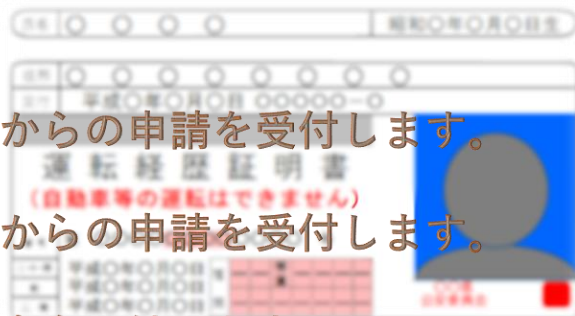
現行

◆ 申請先

- ・ 運転免許センター
県内にお住まいの全ての方からの申請を受付します。
- ・ 警察署
警察署管内にお住まいの方からの申請を受付します。

◆ 申請できる方

運転免許証の有効期限内に自主返納した方。



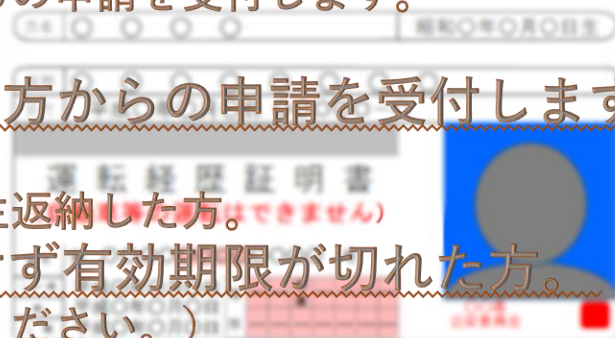
12月1日から

◆ 申請先 (注意事項①を参照してください。)

- ・ 運転免許センター
県内にお住まいの全ての方からの申請を受付します。
- ・ 警察署
県内にお住まいの全ての方からの申請を受付します。

◆ 申請できる方

- ・ 運転免許証の有効期限内に自主返納した方。
- ・ 運転免許証の更新を受けず有効期限が切れた方。
(注意事項②～④を参照してください。)



注意事項

- ① 免許を失効した方は、事前に運転免許センターに電話予約をした後、運転免許センター又は警察署・庁舎での手続きとなります。
- ② 免許が失効した日から5年以内の方が申請できます。(平成28年4月1日以降に免許が失効した方が対象です。)
- ③ 免許の失効時に、事故違反により免許証の取消、停止等の行政処分の対象となっていた方は申請できません。
- ④ 失効により運転経歴証明を取得した方は、運転免許証を自主返納した方に対する自治体等が行っている支援制度を受ける事ができない場合があります。

※詳しくは運転免許センター(076-238-5901)までお問い合わせください。